

# 貸金業に初の監査指針

## 協会作成 内部管理態勢を補強

日本貸金業協会(会長 山下一七)が、前社長は昨年未だに「監査ガイドライン」をまとめ、公表した。主要行を含め金融各業態は昨年未をめぐりカバナス強化のための定款変更の認可

申請を金融庁に申請してきており、同会の動きはこれに先駆けた。①基本事項②実施手続き③書類監査報告書④実施監査マニュアル(着眼点)に分け、解説している。貸金業界は消費者金融業界にとまらず、リースやクレジットカード会社など規制範囲が広い。2006年の改正貸金業法の施行でこれらに厳格な規制が適用され、10年にはこの完全施行で、金融庁とともに自主規制機関である貸金業協会の努力

力もあり(別表)、登録業者の苦情、相談も大幅に改善してきた。協会から提出を求めた報告書に基づく「一般監査(書類監査と実施監査)」と、この監査で改善報告を求めた協会員への「特別監査(フォローアップ監査と機動的監査)」は、既に別表の通り実施されてきており、この実施数の増加とともに協会員からの評価が定着してきた。

中小企業にとって海外ビジネスが行いやすくなる」と回答。分野別ファクトシートの「医療等分野」で「越境サービス及び投資」「金融サービス」を規定。「金融分野」で、市場アクセスや投資家保護のルール規定(主たる規律)を次のように説明した。

	10年	14年
貸金業者残高	299,357	221,660
事業者向	121,551	84,507
個人向	53,497	25,544
住宅向	5,719	6,529
信販会社	46,746	26,608
リース会社	34,891	48,449
カード会社	22,381	17,073
貸付残高		
消費者向	126,477	60,148
事業者向	172,880	161,511
行政処分数 単位=件	98	12

書類監査	適正	要改善
適正	81	94
要改善	19	6
実地監査 単位=社	43	109
特別監査 単位=社	9	14

	10年	14年
苦情数	2,988	1,604
登録詐称	75	257
相談・紹介	26,855	13,203
無登録の疑い	9,499	5,850

県	10年	14年
島根県	4	2
鳥取県	6	4
福島県	14	4
山形県	14	4
香川県	26	5
滋賀県	28	5
東京都	1,037	588
合計	4,057	2,011

別冊には、「検証への主な着眼点」で「反社会的勢力による被害の防止」などを指摘。それぞれの項目を、法令、自主規制規則、貸金業者向けの総合的な監督指針に分け、まとめている。

### 「書類監査」の標準的な手法

1. 監査方針と設問の策定 (重点監査方針)
2. 実施通知の送付
3. 監査報告書の受理
4. 点検・評価
5. 監査結果の通知
6. 改善指導 (法令抵触おそれの協会員に「改善報告」を求め、必要に応じ特別監査を実施)

補強性③効率・効果的との以下の3原則。法令遵守するための内部管理態勢の整備と運用が適切かを把握。問題があれば、協会は自主規制機関として改善を求めていく立場にあるが、会員

の自主的・自己責任原則による改善努力を尊重する。監査先との双方向の対話を通じ問題点の共有に努め、改善を求める指導的な監査を基本とする。監査は、協会員自身の内部管理態勢の整備・充実を前提にこれを補強するもの。プロセスチェックを中心に実施する。効率・効果的な監査は、特に、実施監査は書類監査の結果を踏まえるとともに、協会員の規模や業務実態に応じた範囲や深度にする。

▽監査員の心得(略)  
▽監査関連情報の管理(守秘義務、法令上の正当行為を除く目的外使用)  
▽改善の手引き  
▽実施監査マニュアル(法令との関係をまとめた検証基準など4部構成、特に反社対策を詳解)。

▽監査の実施手続き(別表に「標準的な手法」)  
▽監査ガイドライン「書類監査報告書(設問数)は3部構成(①共通②個人向け貸付③法人向け貸付④10項目その他)」。